

令和4年度

高浜町

海水浴場における新型コロナウイルス感染症対策

実施マニュアル

(第3版)

令和4年6月13日

高浜町 安心・安全な海構築会議

1. 接客以外の業務上の感染症対策

海水浴客と接点のある事業者（そのスタッフ含む）については、日常業務の中で感染予防を徹底する必要があります。ここでは、通常業務・日常生活での対策を記載しています。

① 出社時/通勤時

- ・出社時の手洗い（手指消毒）を行う。※うがい実施が望ましい。
- ・出社前に自宅にてスタッフの健康観察（検温）の実施。

② 業務中

- ・屋内で会話をする場合や、人との距離（2m以上を目安）を確保できない場合はマスク着用を推奨する。
また、屋外で人との距離が確保できて、かつ、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はない。
但し、事業者の責任において従事者が熱中症等にかからないよう、健康面に配慮する。
- ・パーテーション設置による飛沫感染の防止を図る。
- ・室内換気の適宜実施する。
- ・トイレ、扉、スイッチ等複数人が接触する部分は定期的に消毒する。

③ 外出時

- ・事務所（事業所）帰所時は手指消毒する。
- ・通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用する。

④ 日常生活

- ・外出する際には、店舗等の感染症対策の状況に応じて自主的な対策を取る。
（消毒シート、消毒液の持参等）
- ・通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用する。
- ・帰宅時の手洗い又は手指消毒、うがいの徹底
- ・家族が感染もしくは、感染を疑わせる症状がある場合は、自宅待機又は在宅勤務の実施

2. 接客時の感染症対策

ここでは、接客時における感染症対策並びに海水浴客が行う感染症対策を記載しています。

（1）海水浴客が行う感染症対策

【海水浴場滞在時】

- ・屋内で会話をする場合や、人との距離（2m以上を目安）を確保できない場合はマスク着用を推奨する。
また、屋外で人との距離が確保できて、かつ、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はない。
砂浜内での食事や休憩・更衣等でおはなしする時はマスクを着用すること。
- ・毎日の検温と体調管理の徹底、体調が悪い場合は参加しない。

- ・ 3密の回避と、他グループとの距離（推奨 2m、最低 1m）の間隔を開ける。
- ・ 手洗い、うがい、手指消毒の徹底
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードの推奨

【飲食時】

- ・ 少人数、短時間での飲食呼びかけ
- ・ 福井県が推奨している「おはなしはマスク」の推進の呼びかけ
- ・ 大声を発する行為や過度な飲酒の自粛、注意の呼びかけ
- ・ 感染防止徹底宣言ステッカー掲示の施設利用の呼びかけ
- ・ 飲食物の共有をしない

(2) 海水浴場管理者（海浜組合等）が行う感染症対策

①海水浴客が適切な感染症対策を行うよう呼びかけする。

上記（1）の対策を海水浴客がとるよう定期的に放送等で呼びかけを行う。

観光協会 HP や今後作成するルールブック上でも周知を行う。

②海水浴場で行う感染症対策

- ・ 適切な感染症対策を行った上で、ビーチバレー・飛び込み台の設置を行う。

（例：密集状態を作らない、大声を発しない等を告知する。）

③公衆トイレ

- ・ 来訪者に対してトイレ利用時は距離を保つよう周知する。
- ・ トイレ内の窓を開ける（換気扇の常時運転でも可）。
- ・ 共用タオルを設置しない。
- ・ 公衆トイレに消毒液を配置並びにトイレ使用後の手指消毒徹底の周知を行う。

④公衆トイレ清掃方法

- ・ 清掃方法は通常通りとする。
- ・ 清掃する際には、マスク・手袋を着用する。
- ・ 不特定多数が触れる場所（ドアノブ・スイッチ）は十分に清掃・消毒を行う。
- ・ トイレに残されたものは全て廃棄するとともに、ゴミはビニール袋で密閉し、手に触れないよう処分する。

⑤海水浴場内のゴミの処分

- ・ ゴミを処分する際は、マスク及び手袋を着用する。
- ・ 海水浴客に対してはゴミを処分する際、ビニール袋で密閉し捨てる、もしくは、持ち帰りを要請する。
- ・ 砂浜内に残されたもの（ゴミ・忘れ物など）については、基本的に処分する。

(3) 浜茶屋が行う感染症対策

各事業者においては、「福井県感染防止徹底防止ステッカー」並びに対応する感染症対策の掲出を徹底すること。

①来客対応時

- ・屋内で来客対応する時はマスクを推奨する。屋外で来客対応する場合、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合は、マスクを着用する必要はない。
- ・団体客については、まとめて注文を取る等、店内の密集した状態をつくらない。
- ・列を作る場合は適切な距離を保つよう案内する。
- ・カウンター等にはパーテーション等を設置し飛沫感染の防止を図る。
- ・入店時には、手指消毒を依頼する。
- ・お金のやり取りはキャッシュトレイなどで行うとともに、オンライン決済の導入を推奨する。

②飲食時

- ・テーブルの間は、飛沫感染予防のためにパーテーションで区切るか、できるだけ1m以上の間隔を空けて座るよう配置を工夫する。カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブル隣席とのパーテーションを設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。
- ・テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーテーションを設けるなど工夫する。
- ・少人数の家族、介助者が同行する高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合で、上記の対応を行わない場合にあっても、他グループとの相席は避ける。
- ・店内での飲食を避けるため、テイクアウトによる販売を推奨する。
- ・割りばし、調味料は必要に応じて、個別包装のものを提供することを推奨する。
- ・飲食物提供の容器は使い捨て容器を推奨する。

③シャワー/着替え

- ・店内の密集状態を作らないため、順番待ちの際は、適切な距離を保つよう案内する。
- ・シャワー/更衣室内は、窓を可能な限り開放するか、換気扇を回してできるだけ換気する。
- ・共用する設備（ドアノブ、シャワーハンドル、水洗レバー等）は定期的に清掃・消毒する。また、シャンプー等共用する備品は設置しない。

④レンタル品等

- ・パラソル設置時は、隣接する浴客と適切な距離（推奨2m）を開けて設置する。
- ・パラソル等レンタル品は、不特定多数が触れる箇所を適宜、清掃、消毒を行う。

⑤清掃時

- ・清掃する際には、マスク・手袋を着用する。
- ・不特定多数の触れる場所はこまめに清掃・消毒を行う。

- ・店内に残されたものは全て廃棄するとともに、ゴミはビニール袋で密閉し、手に触れないよう処分する。
- ・清掃後はうがい、手洗い、手指消毒を行う。

(4) 駐車場管理者が行う感染症対策

①来客対応時

- ・浴客に対して、海水浴場内での感染症対策徹底の呼びかけを行う。
- ・屋内で来客対応する時はマスクを推奨する。屋外で来客対応する場合、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合は、マスクを着用する必要はない。
- ・お金のやり取りはキャッシュトレイなどで行うとともに、オンライン決済の導入を推奨する。

②清掃時

- ・清掃する際には、マスク・手袋を着用する。
- ・不特定多数が触れる場所は定期的に清掃・消毒を行う。
- ・駐車場内に残されたものは全て廃棄するとともに、ゴミはビニール袋で密閉し、手に触れないよう処分する。
- ・清掃後はうがい、手洗い、手指消毒を行う。

(5) 救護者及び傷病者（以下、救護者等）への対応

- ・救護者等と対応する際には、感染予防のため、マスク、手袋を着用する。なお、感染症の感染予防及び感染拡大防止の観点から、救護者等との接触を極力避ける。
- ・人工呼吸は行わない。
- ・救護者等にマスクの着用の協力を依頼する。なお、救護者等がマスクを持参していない場合は、救護所等に配置のマスクを提供するか、タオル又は衣類等で口及び鼻を覆うよう協力を依頼する。
- ・緊急時は所定の用紙に時系列で状況等を記入し、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

3. 感染症疑い・発生時の対応

(1) 感染疑い・発生時連絡先

感染疑い・発生時は福井県受診・相談センター等に相談する。

名称	担当者	連絡先
福井県 受診・相談センター		【7時～17時15分（土日・祝日を含む）】 0776-20-0795 ※土・日・祝同じ ※時間外は携帯番号案内

(2) スタッフの感染疑い時の対応

- ・全てのスタッフは、出勤前あるいは勤務中に次の条件に該当した場合、管理責任者に連絡した上で、原則自宅待機することとし、指示を仰ぐこととする。

- ◎発熱がある場合（目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なりますので、37.0℃未満でも発熱にあたる場合があります。）
- ◎咳・のどの痛み等風邪症状がみられる場合
- ◎味覚や嗅覚に以上（味がわからない等）、強いけん怠感など、新型コロナウイルス感染症の特徴となる症状がみられる場合
- ◎COCOA より感染者との接触が通知された場合

- ・管理責任者は当該スタッフの様子を確認しながら、状況に応じて福井県受信・相談センターへ連絡する。
- ・スタッフは速やかに、管理責任者に報告する。

(3) スタッフの感染発生時の対応

- ・スタッフの感染が確認された場合、保健所の指示に従って対応する。
- ・スタッフは、速やかに、事業所の管理責任者に状況を報告する（所定の報告フォーマット利用のこと）。
- ・管理責任者は所属するスタッフに対し、個人情報取り扱いに留意しながら情報を共有する。
- ・保健所等が実施する濃厚接触者に関する調査の協力のため、管理責任者は、感染したスタッフと接触した可能性のあるスタッフ・利用者をできる限りリストアップする。

(4) 来訪者の感染疑い時の対応

- ・次の条件に該当する来訪者があった場合、そのまま滞在を継続するのはリスクがあるため、別室等で待機していただき福井県受診・相談センター等に連絡する。

- ◎発熱がある場合（目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なりますので、37.0℃未満でも発熱にあたる場合があります。）
- ◎咳・のどの痛み等風邪症状がみられる場合
- ◎味覚や嗅覚に以上（味がわからない等）、強いけん怠感など、新型コロナウイルス感染症の特徴となる症状がみられる場合
- ◎COCOA より感染者との接触が通知された場合

- ・管理責任者は、経緯をまとめた上で、福井県受診・相談センター等に対処方針を相談します。

(5) 来訪者の感染発生時の対応

- ・保健所等から、来訪者が感染していたと連絡があった場合は、保健所の指示に従って対応する。
- ・保健所等が実施する濃厚接触者に関する調査の協力のため、管理責任者は、感染したスタッフと接触した可能性のあるスタッフ・利用者をできる限りリストアップする。
- ・管理責任者は状況を把握し、その経緯等を確実に記録する。
- ・管理責任者はスタッフに対し、個人情報の取扱いに留意しながら、感染した来訪者が施設を利用していた旨を共有する。

【参考】感染疑い・感染発生時報告書フォーマット

【感染疑い・感染発生時報告書】

NO	記入事項	記入内容	備考
1	報告日時 ※追加報告時には【●次報告】と追記		
2	事業名		
3	事業者		
4	担当者		
5	担当者連絡先		
6	発生場所(施設、市町村名含め)		
7	発生までの経緯 (いつ感染が分かったのか等 感染が分かるまでの経緯を記載)		
8	該当者の分類 (例: 旅行者、イベントスタッフ等)		
9	現在の対応状況 (例: 保健所連絡後、病院へ搬送済。ホテル待機済。イベント一時休止消毒中 等)		
10	今後の対応予定		